



介護保険サービスの利用者負担・サービス利用の上限を変更します

今年10月からの消費税率引き上げ（8%→10%）に伴い、10月以降に利用する介護保険の利用者負担も変更になります。

ただし、引き上げ分（2%）がそのまま上乗せされるわけではありません。サービスによって上乗せ率は異なりますが、全体で平均0.39%の上乗せとなります。（表1）

おもな在宅サービスでは、1ヶ月に介護保険で利用できる上限額（支給限度額）が決められており、それを超えて利用した分は利用者が全額負担します。

報酬改定により利用者負担が引き上げられるため、いままでと同じサービスを利用しても上限を超えてしまう人が出ることから、利用者の負担が増えないよう、支給限度額も引き上げます。（表2）

（表1）おもなサービスの利用者負担（例：要介護2で1割負担の場合）

サービス名	これまでの利用者負担 ()内は実際の介護報酬	10月からの利用者負担 ()内は実際の介護報酬
通所介護 (7時間以上8時間未満)	761円 (7,610円) /日	765円 (7,650円) /日
訪問介護 (身体介護中心で20分以上30分未満の場合)	248円 (2,480円) /日	249円 (2,490円) /日
短期入所生活介護 (介護老人福祉施設・併設型・多床型の場合)	652円 (6,520円) /日	654円 (6,540円) /日
介護老人福祉施設 (多床室の場合)	625円 (6,250円) /日	627円 (6,270円) /日

※福祉用具購入費、住宅改修費支給の支給限度額に変更はありません。

（表2）支給限度額（1ヶ月）

要介護状態区分	これまでの支給限度額	10月からの支給限度額
要支援1	50,030円	50,320円
要支援2	104,730円	105,310円
要介護1	166,920円	167,650円
要介護2	196,160円	197,050円
要介護3	269,310円	270,480円
要介護4	308,060円	309,380円
要介護5	360,650円	362,170円

※被保険者証の区分支給限度額基準額の1月当たり単位は、上記支給限度額の1/10です。

▶お問い合わせ

大雪地区広域連合 介護保険対策室

☎82-3697(内線564)